

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年10月7日	有限会社森本運輸(法人番号9140002032878)代表者 森本 文人	兵庫県中央市山崎町高下39	本社	兵庫県中央市山崎町高下39	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年6月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)(5)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)	0	0
令和6年10月8日	株式会社フォワード(法人番号7140001024928)代表者 戸村 千夏	兵庫県神戸市北区有野町有野字奥沢52番地の1	本社	兵庫県神戸市北区有野町有野80番	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和6年2月6日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	4	4
令和6年10月15日	合同会社 FREEDOM EXPRESS(法人番号7120103002156)代表社員 森本 浩史	大阪府堺市中区田園387番地9	南大阪	大阪府羽曳野市伊賀188番地の3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年10月22日	株式会社 風物流(法人番号 5260001007963) 代表者 風 秀樹	岡山県岡山市中区倉富325	関西物流センター	奈良県天理市二階堂上ノ庄町47-2	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年2月7日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	4	4
令和6年10月23日	株式会社 Cee(法人番号 2130001053627) 代表者 野崎 剛之	京都府八幡市八幡高坊24番地	本社	京都府八幡市八幡高坊24番地	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年4月22日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	5	5
令和6年10月28日	協同運輸株式会社(法人番号 5120001027364) 代表者 小谷 和弘	大阪府大阪市大正区小林西1丁目17番31号	枚方	大阪府大阪市大正区小林西1丁目17番31号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年8月8日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年10月29日	株式会社 Y's LINE(法人番号4120001170322)代表者 林 与一	京都府八幡市川口萩原25番地	本社	京都府八幡市川口萩原25番地	輸送施設の使用停止処分(80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年2月9日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】【最高速度違反行為】(安全規則第10条第1項)	8	8
令和6年10月30日	株式会社 アイシン(法人番号8160001024347)代表者 石井 洋光	滋賀県栗東市下鉤446番地	本社	滋賀県湖南市石部西2丁目11番11号	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年3月6日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)(6)業務の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	6	6
令和6年10月31日	兵紙運輸 株式会社(法人番号1140001061183)代表者 岸本 康之	兵庫県姫路市豊富町豊富2365-3	本社	兵庫県姫路市豊富町豊富字風浦2365-3	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年3月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	1	1